

神崎市保育所等入所選考基準表

保護者記載欄

記入年月日 年 月 日

施設名	保護者名	児童名(きょうだい児も記入)
第1希望:		
第2希望:		
第3希望:		

市記載欄

【基礎点】

入所基準	保護者の状況等		父	母
1 居宅外就労 居宅内就労 (自営・内職) 看護・介護 就学	就労日数等	月20日以上	10	10
		月18日以上20日未満	9	9
		月16日以上18日未満	8	8
		月14日以上16日未満	7	7
		月14日未満	6	6
	就労時間等	月160時間以上	10	10
		月140時間以上160時間未満	9	9
		月120時間以上140時間未満	8	8
		月100時間以上120時間未満	7	7
		月90時間以上100時間未満	6	6
		月80時間以上90時間未満	5	5
		月70時間以上80時間未満	4	4
		月60時間以上70時間未満	3	3
	2 病気がい等	長期入院(概ね1ヶ月以上)または、入院に相当する治療や安静を要し常に自宅療養で病臥している	30	30
在宅(通院)		通院加療等で常に安静を要し、保育が常時困難である場合	20	20
在宅(通院)		それ以外の療養の場合	10	10
心身障がい等		身体障害者手帳が1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けており、保育が常時困難な場合	24	24
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受けており、保育が困難な場合	22	22
	上記以外の身体障害者手帳の交付を受け、保育が困難な場合	20	20	
3	妊娠・出産		20	
4	求職中	ひとり親世帯	10	10
		生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	10	10
		上記以外	3	3
5	優先事項	災害復旧(災害救助法の適用を受ける震災、風水害等の災害復旧にあたる必要がある場合)		100
		父母不在(死亡、行方不明、拘禁等)		100
		社会的養護が必要な児童		100
		満3歳以降に地域型保育事業施設から保育施設を希望する場合(4月入所)		55
6	その他	上記1から5以外の事由により、明らかに保育の必要性が認められる場合		100

【加点・減点】

区分	調整事項	加点・減点	
A	世帯状況	ひとり親世帯	35
		父または母と別居中(単身赴任、離婚前提等) ※住民票が別であること	21
		生活保護世帯	30
		申込み児童が多胎児であること	1
		多子世帯(16歳未満の子どもが3人以上)	1
B	希望理由	きょうだい児が入所中の園を希望する	15
		満3歳以降に地域型保育事業施設から保育施設を希望する(年度途中入所)	5
		申込み児童が以前入所していた園を希望する(求職中を除く)	3
		きょうだい同時に同一の園を希望する	1
C	就労状況	市内の保育施設に従事する(内定含む)ことで、その施設の受け入れ態勢に影響を与える場合(保育士)	30
		市内の保育施設に従事する(内定含む)ことで、その施設の受け入れ態勢に影響を与える場合	20
		産後休暇・育児休業明けで復帰する	5
		現在、就労中で月に10日以上、認可外保育施設に預けている	1
D	その他	居宅内自営(農業を含む)で家族従事者の場合	-1
		特別児童扶養手当受給対象児童又は障害者手帳・療育手帳を有する児童	1
		前年度入所申込みをしていて保留になっている	3
		入所内定後に保護者からの申し出で入所をキャンセルしている(1回につき)	-3
		保育料の滞納が3ヶ月以上ある(卒園・退園児を含む)	-1
保育料の滞納が6ヶ月以上ある(卒園・退園児を含む)	-5		
保育料の滞納が12ヶ月以上ある(卒園・退園児を含む)	-10		

基礎点

+

加点・減点

=

合計点

備考